

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員とは

地域住民の立場にたって
地域の福祉を担うボランティアです。

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。給与の支給はなく、ボランティアとして活動しているもので、任期は3年です（再任が可）。



民生委員・児童委員は

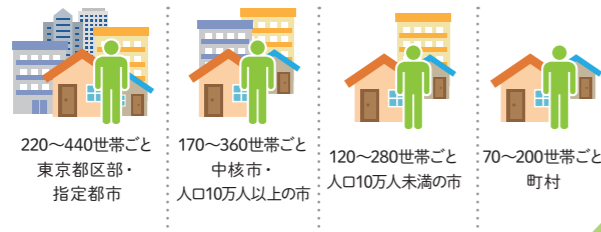
地域を見守り、
地域住民の身近な相談相手、
専門機関へのつなぎ役です。

主任児童委員とは

子どもや子育てに関する支援を
専門に担当する
民生委員・児童委員です。

民生委員・児童委員の配置基準

(民生委員・児童委員1人当たりの担当世帯に基づく)



主任児童委員の配置基準

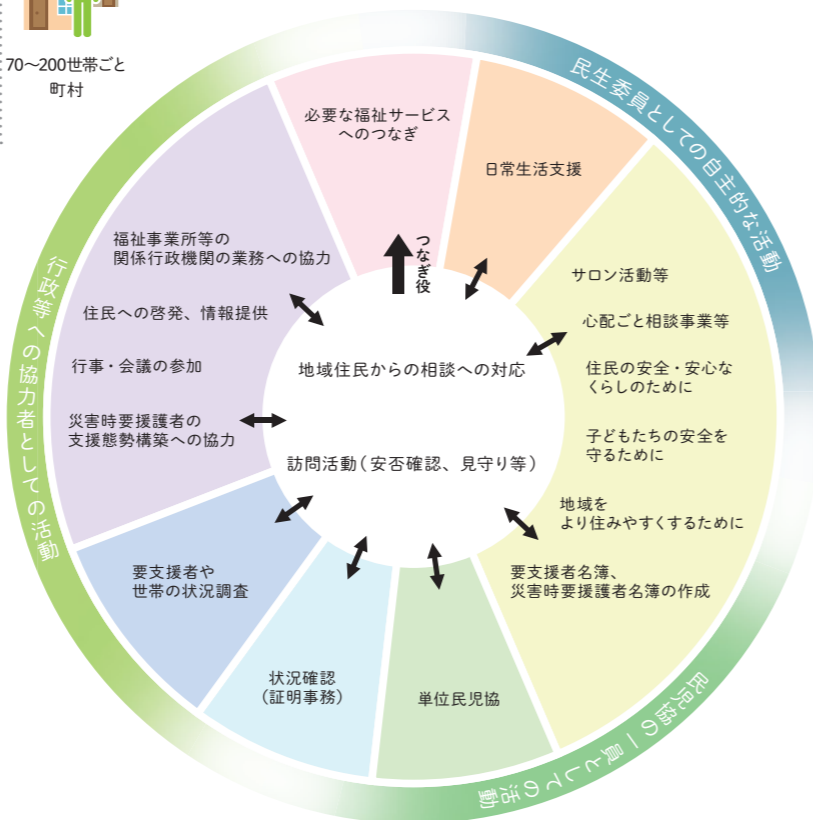
民生委員・児童委員定数
39人以下の民児協

民生委員・児童委員定数
40人以上の民児協



全国で約23万人の民生委員・児童委員が活動しています。

全国共通の制度として、国民すべてが民生委員・児童委員の相談・支援を受けられるよう、厚生労働大臣が定めた基準（一定の世帯数ごと）を踏まえつつ市町村（特別区を含む。以下同じ。）ごとに定数が定められています。全国では約23万人の民生委員・児童委員が活動しています。



民生委員・児童委員の活動（概要）

A委員のある1週間



委員として3期目（7年目）を迎えたAさん（女性）は、63歳。現在は定年退職した夫と二人暮らしです。子どもたちは、すでに結婚して遠くに住んでいます。Aさんは、地域の子ども会やPTAの役員を積極的に引き受けていた経験から、児童委員活動にも力を注いでいます。



上の図にもあるように、Aさんは、地域で見守りや支援の必要な人の訪問、相談のあった事項についての関係機関への連絡や、地域のイベント等の情報の紹介をはじめ、民児協としての活動の企画運営などに関わったりなど、様々な活動を行っています。Aさんの1年間の活動日数は約130日、世帯への訪問回数は約160回となっています。

profile

群馬県民生委員児童委員協議会 住所：群馬県前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉協議会内
TEL: 027-255-6032 FAX: 027-255-6444 HP: <http://www.g-shakyo.or.jp/>